

大田市公告 第131号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、島根県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月13日

島根県 大田市長 楠野弘和



1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（福光・浅利道路）（島根県大田市温泉津町今浦地内から同市温泉津町今浦地内まで、同市温泉津町吉浦地内から江津市後地町地内まで、同市後地町地内から同市後地町地内まで及び同市後地町地内から同市松川町上河戸地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 起業地

イ 収用の部分

島根県大田市温泉津町今浦及び吉浦地内

ロ 使用の部分

島根県大田市温泉津町今浦及び吉浦地内

4 縦 覧 場 所 島根県 大田市役所 建設部 事業推進課

5 縦 覧 期 間 令和4年12月13日から令和4年12月27日まで